# "協働と参画のまちづくり"の推進

# 一まちづくり協議会とともに一

震災復興土地区画整理事業では、住民主体のまちづくりを基本として、市民・事業者・行政による協働と参画のまちづくりに取り組んできました。

#### ①まちづくり協議会の組織化

「まちづくり協議会」は、居住者や土地・建物の所有者等が構成員となって、住民の皆さん自らがまちづくりに取り組むための組織です。神戸市施行全11地区で事業化となった平

成11年には、全体で44の協議会が設立されました。各協議会では、話し合いを積み重ねるなかで、住民の皆さんの意見を反映した「まちづくり提案」をまとめ、順次、市へ提出されました。



松本地区まちづくり協議会

## ②まちづくり専門家の派遣

まちづくり専門家は、住民への技術的な支援を行うため、 全地区に派遣され、区画整理に関する勉強会資料の作成や、 住民のまちづくり案検討へのサポートなど、地域の実状にあ わせた多様な活動を行ってきており、住民と行政とをつなぐ重 要な役割を果たしてきました。

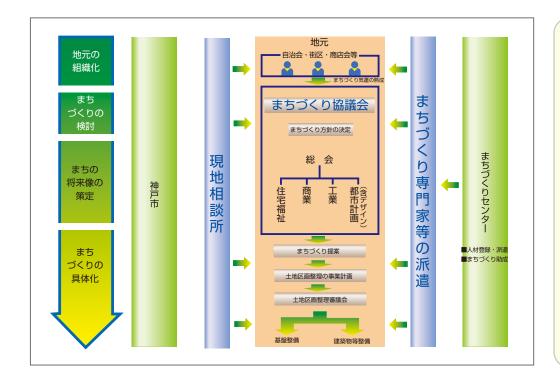
なお、専門家派遣については、1995年 (平成7年) 7月 7日にこうべまちづくりセンター内に「こうべすまい・まちづくり人材センター」が設置され、住民の希望する専門家を派遣するシステムが確立されました。

# ③現地相談所の設置

現地相談所は、1995年(平成7年)4月24日に全地区に設置され、各事業が終了するまで、地元住民との相談の場となりました。



鷹取東地区現地相談所



#### まちづくり提案

[ まちづくり条例(注) 抜粋 ]

第3章 まちづくり提案 (まちづくり提案の策定) 第7条 まちづくり協議会は、 住み良いまちづくりを推進す るため、住民等の総意を反映し て地区のまちづくりの構想に 係る提案をまちづくり提案と して策定することができる。

(まちづくり提案への配慮) 第8条 市長は、住み良いまち づくりを推進するための施策 の策定及び実施にあたっては、 まちづくり提案に配慮するよ うに努めるものとする。

(注)正式名称 神戸市地区計画及び まちづくり協定等に関する条例

## まちづくり支援制度

# 【1】専門家派遣

①アドバイザー派遣・まちづくりの勉強会等にアドバイザーを派遣



# 【1】専門家派遣

②コンサルタント派遣 ・まちづくり計画の作成等に コンサルタント等を派遣



#### 【2】まちづくり活動助成

・まちづくりニュース作成費、 会議費等を助成

